

浜松市「休日の部活動の地域展開」 に関するガイドライン

令和8（2026）年3月



浜松市

目 次

はじめに

I 基本理念と活動指針

- 1 市の基本理念・全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 市の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 はまクルガイドラインの策定・見直しについて・・・・・・・・ 2

II 市が目指す地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 市が目指す地域クラブ活動「はまクル」について・・・・・・・・ 2
- 2 市の地域クラブ活動に関する認定制度
- (1) はまクル認定クラブの趣旨、認定の効果・・・・・・・・・・ 3
- (2) はまクルの対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) はまクル認定クラブの要件、認定手続等・・・・・・・・・・ 4
- (4) はまクル認定クラブ以外の活動の取扱い・・・・・・・・・・ 5

III はまクルの円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (1) 市における体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 学校との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) 関係団体・大学・企業等との連携・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 はまクル認定クラブの活動指針
- (1) 運営団体・実施主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 指導者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 活動内容（競技・種目、休養日、活動時間）・・・・・・・・ 8
- (4) 活動場所（活動用具）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (5) 費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (6) 保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (7) 管理責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (8) 事故の防止やクラブ員の健康管理・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (9) 活動場所への移動手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (10) 障がいのある生徒の活動機会・・・・・・・・・・・・・・ 10

IV 学校部活動の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

V 大会・コンクールの在り方

- 1 クラブ員の大会等の参加機会の確保・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 大会等への参加の引率や運営への従事・・・・・・・・・・・・・・ 12

VI 関連する制度の在り方

- 1 教職員のはまクル認定クラブへのかかわり・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 高等学校入学者選抜におけるはまクル認定クラブ活動の取扱い 12

別冊資料

- ① はまクル認定クラブの認定制度（はまクル指導者人材バンク登録制度を含む）
- ② はまクル認定クラブ「参加の手引き」
 - ・ はまクルへの参加に向けての流れ
 - ・ はまクル認定クラブの運営をしたい方へ
 - ・ はまクル認定クラブに指導者、運営スタッフとして参加したい方へ
 - ・ はまクル認定クラブの活動に参加したい生徒、保護者の方へ
- ③ はまクル認定クラブ中学校施設利用マニュアル
- ④ はまクル認定クラブ申請書式等

はじめに

中学校の運動及び文化部活動（以下「部活動」という。）は、生徒のスポーツ及び文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・自発的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、多くの教育的意義を有してきました。

しかし、全国的に少子化が進展する中、浜松市も部活動をこれまでと同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況となっています。また、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思にかかわらず、教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、今後より困難なものとなります。

そのような中、令和4年12月に、スポーツ庁と文化庁からガイドラインが示され、部活動を地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動へ移行していくこととされました。さらに、令和5～7年度を改革推進期間と定め、地域の実態に合わせて、まずは休日の部活動の地域移行を推進することとしました。そして、令和6年度以降、2つの有識者会議での検討を経て、令和7年12月に、文部科学省から「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）が公表されました。この新たな国のガイドラインでは、令和8年度からの改革実行期間の取組方針、地域クラブ活動の在り方や認定制度、地域展開の円滑な推進に当たったの対応等の内容が示されています。

本市においては、令和3年7月に「浜松市地域部活動検討委員会」を設置し、休日の部活動の地域移行について検討を進めてきました。令和5年5月には、「休日の部活動の地域移行に向けた取組方針」を策定しました。この取組方針において、本市では、令和8年9月より、休日の部活動を地域クラブ活動へ随時移行していくことを示しました。

そして、令和5年7月には、有識者や保護者・地域・学校・中学校体育連盟（以下「中体連」という。）・静岡県中学校吹奏楽連盟・スポーツ関係団体・学校教育部・市民部などの代表で構成される「地域クラブ活動協議会」を設置し、本市における「休日の部活動の地域展開に関するガイドライン」（以下「はまクルガイドライン」という。）の策定に向け、個別課題の検討を進めてきました。 ※「はまクル」の定義については、2ページ参照

はまクルガイドラインは、浜松市の地域クラブ活動に携わる保護者、指導者、運営スタッフ、地域の方々にとって、持続可能な運営体制が構築できるようにするための指針であり、何より参加する生徒たちにとって充実した活動が展開されるための、必要な手続きや留意事項等を示したものです。

休日の地域クラブ活動は、これまでの部活動に代わり、社会教育の一環となる新たな活動であるため、参加される皆さんの協力や連携、創意工夫が必要な活動となります。部活動の意義を継承しつつ、生徒を中心とした地域の新たなコミュニティを生むことに発展させるなど、新たな価値を創出する活動が展開されることを期待しています。

I 基本理念と活動指針

1 市の基本理念・全体像

本市の地域クラブ活動は、これまで部活動が果たしてきた役割を踏まえ、「生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現」や、「持続可能な活動環境の構築」を目指すことを基本理念としています。

急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させることが重要です。また、これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する必要があります。

令和8年9月以降の浜松市における「休日の部活動の地域展開」イメージ図

平日
◎平日の学校部活動は継続

学校部活動

その学校の生徒が参加

【位置付け】学校教育の一環

指導者	教員・部活動指導員 ※外部指導者の参加は可能
場所	在籍する学校及び近隣施設
費用	用具・交通費等の実費
補償	災害共済給付

○学校部活動として大会に参加することは可能

【地域クラブ活動の基本理念】 浜松市は、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現(持続可能な活動環境の構築)を目指します。

生徒が自由に活動を選択できます

平日

学校部活動
自由な時間

休日

地域クラブ活動
(部活動指導員による学校の活動)
自由な時間

休日
◎休日は「地域クラブ活動」へ移行

(体制が整わない場合は、「部活動指導員による学校部活動」を経て地域クラブ活動へ移行)

👤

地域クラブ活動

どの学校の生徒でも参加可能

【位置付け】社会教育の一環

運営団体実施主体	中学校地域クラブ(令和8年8月終了)、保護者会、スポーツ協会加盟団体、吹奏楽連盟加盟団体、NPO法人、総合型地域スポーツ・文化クラブ、民間事業者等
指導者	地域住民、指導を希望する教員(営利企業従事等)、運営団体・実施主体が派遣する指導者等
場所	中学校施設、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設等
費用	会費、用具代、交通費等
補償	各種保険等

学校部活動

その学校の生徒が参加

指導者	部活動指導員 ※外部指導者の参加は可能
場所	在籍する学校及び近隣施設
費用	用具・交通費等の実費
補償	災害共済給付

○部活動指導員は、単独の指導・引率が可能な市の会計年度任用職員

中学校は、学校運営協議会等で「休日の部活動の地域移行のあり方」について継続的に協議する。

令和6年7月教育委員会指導課発出・一部改訂

2 市の方向性

本市の方向性として、令和8年8月までは、平日・休日ともにこれまで通りの部活動が行われます。令和8年9月以降は、①平日の学校部活動は継続する、②休日は地域クラブ活動へ移行する(地域展開¹⁾)、③地域クラブ活動の体制が整わない状況であれば、部活動指導員による学校部活動(地域連携)を経て地域クラブ活動へ移行することとなります。

よって、原則的には令和8年9月以降、教員が休日の部活動に携わることはありません。ただし、中体連や吹奏楽連盟等が主催する大会に部活動として参加する場合は、教員及び部活動指導員が引率指導できるようにします。また、平日の部活動の地域展開については、国や市の検証も踏まえ、休日の移行が円滑に進んだ後に実施していくこととします²⁾。

1) 「地域移行」から「地域展開」への名称変更については、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ(令和7年5月)において、「(部活動)改革の理念や地域クラブ活動の在り方等をよりの確に表す観点から名称を変更することとする」としています。

2) 平日の部活動の地域展開については、令和8年度以降、実態把握や個別課題の論点整理を進め、実証事業等を実施しながら方向性を検討していきます。

1

3 はまクルガイドラインの策定・見直しについて

はまクルガイドラインは、地域クラブ活動協議会での協議を経て、令和7年10月にガイドライン（案）として公表しました。その後、市民向け説明会等の周知活動等でいただいた意見や令和7年12月公表の国のガイドラインの内容も踏まえて再検討し、完成版の策定・公表に至りました。

今後、国のガイドライン等の改定内容や地域クラブ活動の運営状況によって、はまクルガイドラインの見直しを、必要に応じて行うこととします。

なお、本ガイドラインで示す本市の休日の部活動の地域展開の事業は、市立中学校の部活動を対象としたものです。国立・県立・私立等の中学校については対象ではありません。

II 市が目指す地域クラブ活動の在り方及び認定制度

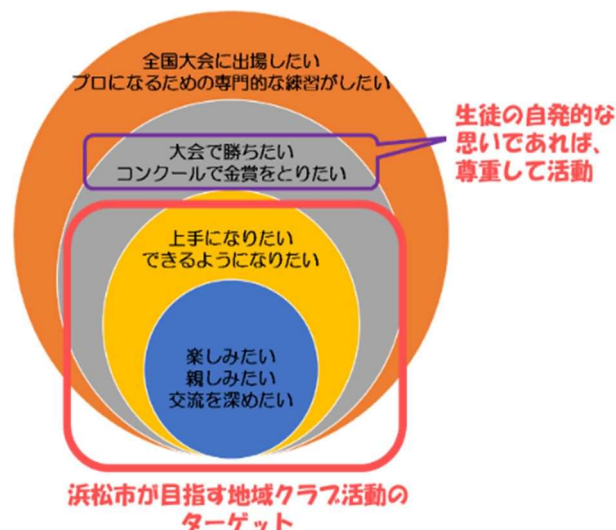
1 市が目指す地域クラブ活動「はまクル」について

本市が目指す地域クラブ活動を「はまクル」³⁾と定義します。はまクルは、前述の基本理念に基づき、右下の図にあるように、生徒が自分でやりたい活動を選択し、「活動を楽しみたい」、「上手になりたい」、「仲間や地域の方との交流を深めたい」といった目的をもつ生徒を対象とした活動を行うことが前提となります。

よって、活動を通して、生徒が自主的・自発的に「大会で勝ちたい」などの思いが生まれれば、その思いを尊重した活動に展開されることは想定できます。しかし、「全国大会に出場させたい」等の指導者の個人的な思いだけで、勝利至上主義的な活動にはならないよう、クラブとしての十分な配慮が必要です。また、大会での勝利を優先するあまり、例えばクラブ員や保護者に過度な負担をかける練習日程や内容、高額な参加費等を徴収しての頻繁な遠征等は、本市の地域クラブ活動の基本理念の視点からも、望ましい活動とは言えません。

また、はまクルの目的を明確化するためにも、民間のスポーツクラブや文化芸術クラブと区別する必要があります。例えば、プロの下部組織であるクラブチームやピアノ教室などは、それぞれが目指す経営理念や方針のもとに練習内容や練習環境、参加費等が設定され、その趣旨に賛同する児童や生徒が参加します。

一方で、はまクルは、国のガイドラインの趣旨からも、営利目的を主とした運営ではなく、できる限り低廉な参加費等を設定し、これまでの部活動と同様にどの生徒でも参加できる公共的団体としての要素が必要です。



3) 「はまクル」は、「はままつ+地域クラブ（CLUB）」を短縮、融合させた造語であり、これからの新しい取り組みである地域クラブ活動にふさわしい、斬新でイメージしやすい愛称となるように命名されました。

2 市の地域クラブ活動に関する認定制度

(1) はまクル認定クラブの趣旨、認定の効果

国の「認定地域クラブ活動」の方針⁴⁾に基づき、本市では「はまクル」の趣旨に沿って市が定める要件を規約に明記して申請した団体やクラブを「はまクル認定クラブ」として登録し、各クラブの管理責任のもとに、生徒や保護者が安心して参加できる体制を構築していくこととします。

はまクル認定クラブは、学校の枠にとらわれずにクラブを創設することが可能であり、例えば、近隣の複数校の部活動が母体となったクラブや市内全域から広く参加者を集めるクラブなど、多様な形が想定されます。

「はまクル認定クラブ」として登録されることにより、本市の地域クラブ活動ポータルサイト（以下「はまクルポータルサイト」という）を通じたクラブ員募集等の情報提供が可能になります。また、中学校施設等の優先使用や財政支援等の公的支援の対象⁵⁾となります。さらに、指導を希望する教員等の従事や生徒の大会・コンクール等への参加を円滑に行うことができると想定されます。

(2) はまクルの対象者

はまクルは、生徒の自主的・自発的な参加が原則であり、参加を強制されるものではありません。自分の興味や関心に応じてクラブを選択し、参加することができます。はまクル認定クラブの活動と部活動の両方に参加することや、複数のはまクル認定クラブに参加することも可能です⁶⁾。

はまクルについては、従来の部活動に所属している生徒はもとより、部活動に所属していない生徒、各種スポーツ・文化芸術活動を苦手としている生徒等、障がいの有無に関わらず、希望するすべての生徒が参加できます⁷⁾。参加の対象となるのは、浜松市内に在住する中学生（浜松市立中学校に在籍、浜松市外の中学校に通学）、浜松市の私立・県立・国立中学校に通学する中学生が基本となります⁸⁾。

対象者については、はまクル認定クラブが参加者の意欲や技能等を審査して選抜するような方法（セレクション等）は、地域クラブ活動の基本理念に沿わないため、認められません。ただし、活動場所の広さや指導者の配置人数等の安全面、平日の部活動との連携の面などの理由から、「〇〇中学校区の生徒を対象にする」等、学校や地域を限定して対象者を制限することは可能です。

4) 国のガイドラインにおいて、国が示した要件、認定手続等に基づき、市区町村等が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」と定義することとしています。

5) 公的支援については、中学生のクラブ員の在籍及び常時の活動参加が5人未満の場合は、対象外となります。ただし、山間地、漁業集落、へき地で活動を実施する場合等は、個別に考慮し、判断します。

6) 複数のはまクル認定クラブの活動に参加することは可能ですが、大会への参加については、大会主催者が定める規定や各クラブの方針等によって、出場できない場合も想定されます。クラブへの入会前に、各クラブへ確認をしてください。

7) はまクル認定クラブの活動は、中学生が対象の中心となることが基本ですが、小学生や高校生、大人も含めた幅広い年代の参加も可能です。

8) 浜松市外に在住する生徒の参加も可能ですが、本市がはまクル参加者を対象とした経済的支援等を行う場合は、その適用外となります。また、大会参加についても、主催団体の規定により、参加できない場合が想定されます。

(3) はまクル認定クラブの要件、認定手続等

本市では、次に示す5点をはまクル認定クラブの要件⁹⁾とします。

認定要件の具体的事項、認定手続、認定取消等の詳細については、別冊資料①「はまクル認定クラブの認定制度」を参照してください¹⁰⁾。

なお、本認定制度は、令和8年4月1日から開始します。

【要件1】基本理念に沿った活動の目的及び活動計画

◎クラブ員や保護者が安心して活動に参加できるように、各クラブは基本理念である生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現に沿った活動の目的や活動計画が定められていること。

【要件2】複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制

◎クラブ員が安全に活動できるように、各クラブは指導者や活動場所等を適切に確保し、持続可能な活動環境を構築できる体制が活動開始までに整うものであること。

【要件3】コンプライアンス意識の徹底を図るための方策

◎各クラブは、活動の目的を理解したうえで、練習が過度な負担とならないように配慮するとともに、体罰、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るための方策が定められていること。

【要件4】公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制

◎各クラブは、営利を目的とした運営ではないことを前提に、会計処理及び資金管理を公正かつ適切に行うための実施体制が整っているものであること。

【要件5】活動中のけがや賠償等のための保険への加入

◎各クラブは、クラブ員が安心して地域でのスポーツ・文化芸術活動に参加できるよう、指導者も含めて活動中のけがや賠償等のための保険へ加入すること。

認定を希望する団体は、要件に関わる具体的な規定を団体規約や提出書類等に明記して申請することになります。クラブの認定にあたっては、クラブ側からの申請書類に基づいて認定の可否を審査し、結果をクラブ代表者に通知します。

なお、認定の有効期間は最大3年間とし、更新する場合は所定の申請を行うこととします。申請書類の書式については、別冊資料④を参照してください。

はまクルの認定を受けた後、認定クラブとしての要件を満たしていないことが疑われる場合や、組織的な違法行為等を行い、活動を継続することが社会通念上著しく不相当と判断されるとき等は、クラブの活動状況を調査・指導したり、クラブの認定を取り消したりします。

9) はまクル認定クラブの要件については、国のガイドラインで示す「認定地域クラブ活動」の要件に基づき、「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」（スポーツ庁 令和5年11月30日改定）、「子どもの権利とスポーツの原則」（日本ユニセフ協会 令和元年8月）、「浜松市立中学校部活動運営方針」（浜松市教育委員会 令和7年9月改正）を参考に作成しています。

10) はまクル認定クラブに関わる内容については、「浜松市地域クラブ認定要綱」にて定めます。



国のガイドライン



スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード」



ユニセフ「子どもの権利とスポーツの原則」



浜松市地域クラブ認定要綱

(4) はまクル認定クラブ以外の活動の取扱い

はまクル認定クラブの活動は、生徒の休日の過ごし方における選択肢の1つであり、認定を受けていない地域クラブ¹¹⁾や既存のスポーツ・文化クラブの活動を阻害するものではありません。

また、本市では、はまクル認定クラブの活動だけでなく、生徒が様々なスポーツ・文化芸術活動の体験機会、活動機会に触れることができるよう、はまクルの趣旨に沿った期間限定の練習会や教室、協働センターで開催される文化講座、民間企業等が行う単発のイベント、スポーツ大会等でのボランティア活動などを、「はまクル公認イベント」として、はまクルポータルサイトにて周知できるような環境整備を行います。¹²⁾

11) 国のガイドラインでは、地域クラブ活動は、はまクル認定クラブの活動のように、国が示す要件や手続き等に沿って市区町村が認定する「認定地域クラブ活動」を行っていくことを基本としています。また、認定を受けていない地域クラブ活動についても、生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められるとしています。

12) 「はまクル公認イベント」の申請方法については、今後制度が整い次第、周知していきます。なお、はまクル公認イベントは、はまクルポータルサイトを活用した周知が主目的であり、中学校施設の優先使用等の公的支援の対象とはなりません。

Ⅲ はまクルの円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備

(1) 市における体制整備

本市では、休日の部活動の地域展開を進めるにあたり、将来的には平日の移行も見据え、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていきます。

令和7年10月には、教育委員会内に専門部署である学校・地域連携課を設置しました。今後、学校とはまクル認定クラブの円滑な連携を進める総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備できるように努めます。

また、令和8年度以降も、休日の地域展開の検証及び平日の地域展開の方向性を検討する協議会等を設置し、市の取組方針やスケジュール等を随時周知していきます。

(2) 学校との連携

はまクル認定クラブと学校は、活動方針や在籍状況、活動の様子、スケジュール等の共通理解を図るとともに、情報共有等を積極的に行い、生徒の望ましい成長を支援します¹³⁾。

特に、学校に設置されている部活動の競技・種目とつながりがあるクラブは、学校との密接な連携が求められます。クラブと部活動が共に参加を認められる大会の場合は、参加の仕方など、適切な時期に該当部活動の顧問等の教員と共通理解を図る機会を設けるように努めます。

また、はまクル認定クラブは、活動中のクラブ員同士のトラブル(いじめ¹⁴⁾も含む)や事故等について、状況によっては保護者等の了承を得つつ、学校に情報提供を行います。

本市では、総括コーディネーター等が各地域の状況を把握したうえで、学校に必要な連携を促すなど、はまクル認定クラブと学校が円滑に連携できるような取組を進めていきます。

(3) 関係団体・大学・企業等との連携

本市では、スポーツ協会や文化振興財団、中体連、吹奏楽連盟等、関係団体との連携や協力体制を構築していきます。

また、指導者研修、指導者や運営スタッフの派遣、活動場所の確保等の観点では、地元大学との積極的な関わりをもち、充実したクラブ活動に展開されるよう、協力を依頼していきます。

さらに、持続可能な活動環境を構築するうえで、民間企業との連携・協働は不可欠であり、はまクル認定クラブへの協力・支援等を希望する民間企業向けに、「企業応援制度(仮称)」を構築し、支援する企業にとってもメリットとなる体制づくりを目指していきます。

13) 令和6年12月に中学校学習指導要領解説(総則編および保健体育編)が改訂され、学校と地域クラブとの連携に関する記載が追加されています。

14) 本市のいじめ対応については、「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」(浜松市教育委員会 令和7年4月改定)及び「いじめの理解と未然防止等のためのリーフレット」(浜松市教育委員会 令和6年9月)を参照してください。



浜松市いじめの防止等のための基本的な方針



いじめの理解と未然防止等のためのリーフレット

2 はまクル認定クラブの活動指針

(1) 運営団体・実施主体

運営団体・実施主体¹⁵⁾ となりうるのは、中学校地域クラブ¹⁶⁾、保護者会、県及び市スポーツ協会に加盟する各競技団体、合唱や美術等の文化団体、NPO 法人、スポーツ少年団、総合型地域スポーツ・文化クラブ、協働センターで活動する地域団体、民間事業者などです。

また、市民や地域団体、民間事業者等が、新たに団体を創設し、はまクル認定クラブとして活動を開始することもできます。各団体は、持続可能な活動環境構築の視点から、法人格を取得して活動を運営することも考えられます。

本市では、生徒が豊かなスポーツ・文化芸術活動に親しむために、多様な団体がはまクル認定クラブとして活動を展開できるような体制整備に努めます。

(2) 指導者

指導者は、はまクルの基本理念を理解し、各クラブで確保したスポーツ・文化芸術活動の有資格者や経験者、部活動指導の経験者、保護者等が担います。はまクル認定クラブでは、18歳以上（高校生は除く）の成人2名以上の指導者登録が必要です¹⁷⁾。そのうえで、以下のように指導者の登録、研修、指導者人材バンク等の指針を定めます。

- ・はまクル認定クラブの指導者としての資格は特に求めませんが、全員が本市の設置する指導者人材バンク¹⁸⁾（以下「はまクル指導者人材バンク」という）に登録します。
- ・指導を希望する浜松市立学校の教員は、教育委員会の許可を得て従事できます¹⁹⁾。
- ・クラブでの指導にあたっては、コンプライアンスに関する内容を中心に、所定の研修を受講する必要があります²⁰⁾。
- ・所定の研修を受講し、はまクル指導者人材バンクに登録された指導者には、市が指導者登録証を交付します。指導者登録後も、市として救急救命等の実技や対面での研修機会を設け、コンプライアンスや安全管理等における力量向上に努めます。
- ・はまクル指導者人材バンクに登録した指導者の中で、指導するクラブが決まっていない方や所属クラブ以外にも他クラブでの指導を希望する方のみ、市が指導者情報を公開し、指導者を希望するクラブが照会し、マッチングができるようにします。
- ・県や市で活動する競技団体、文化芸術団体、民間企業等とも連携し、指導者の確保と研修体制の整備に努めます。
- ・報酬等については、各クラブで適切な金額を決定します²¹⁾。

15) 「運営団体」は地域クラブを統括する団体、「実施主体」は個別の地域クラブ活動を実際に行う団体を指します。「〇〇地区バレーボールクラブ」のように、運営団体と実施主体は同一の団体になる場合もあります。

16) 「浜松市立中学校部活動運営方針」による活動日や活動時間の制限を受け、休日に保護者や地域が主体となり、子供がスポーツ・文化活動に自主的に取り組む場を確保する目的として、令和元年度に設立しました。令和8年8月をもって、中学校地域クラブの活動は終了となります。

17) 各クラブの判断及び責任で、保護者やOBの高校生等を指導や運営のスタッフとして配置することは可能です。

18) 本市地域クラブ活動の人材バンク制度については、「はまクル指導者人材バンク設置要綱」にて定めています。

19) 具体的な申請方法等の要項や申請書類については、教職員向け校務支援システムに格納します。

20) 本市の指導者研修については、主に動画コンテンツの視聴等での受講が基本となります。日本スポーツ協会や吹奏楽指導者協会等の有資格者については、研修の一部を免除することも検討しています。

21) 報酬の目安の1つとして、本市の部活動指導員（市会計年度任用職員）は時給1,600円となっています。なお、報酬を得る場合には、源泉徴収や確定申告等の税務処理に留意するようにしてください。

- ・はまクルのすべての活動において、指導者がクラブ員や保護者等に対し、体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメントなどの行為を行うことは絶対に許されません²²⁾。
- ・クラブ員が充実した活動をすることができるようにするため、指導者自らが研修の機会を確保し、研鑽を積むことが求められます。

(3) 活動内容（競技・種目、休養日、活動時間）

本市では、部活動に設置している競技・種目を中心に、これまで部活動に設置していない競技・種目においても、クラブ員の多様なニーズに応じた活動ができるよう、はまクル認定クラブの創設支援等、活動環境の整備に努めます。

はまクル認定クラブの活動については、クラブ員の心身の成長に配慮して、健康な生活を送れるよう、以下のように適切な活動時間や休養日を設定します。

◎原則は、**土日どちらか3時間程度**（練習試合等も含む）の活動とします。

- ・土日以外の祝日における3時間程度の活動は可としますが、連休が続く場合は、連休の半分（例・4連休であれば2日）を目安に休養日にするなど、適切に設定してください。
- ・夏季休業中や年末年始などは、学校の閉庁日に準じて休養日を設定してください。
- ・クラブ員が在籍する中学校の行事や定期テスト、校区の地域行事等に配慮した計画を立ててください。
- ・大会参加においては、大会日程等の理由で終日及び連日の活動となることを認めます。

※上記を原則としつつも、将来的な平日の部活動の地域展開を見据え、地域での指導体制が充実した休日に活動の中心をシフトする観点から、クラブ員が参加する平日の部活動と休日の認定クラブの活動の合計を週11時間程度の範囲内とすることができれば、参加するクラブ員及び保護者の十分な理解のもと、各クラブや地域の実情に応じて、土日2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応をすることも可とします²³⁾。

ただし、これらの対応をとる場合も、指導を希望する教員の指導日及び中学校施設等の優先使用や財政支援等の公的支援は、「土日どちらか3時間程度」を基準に進めていくこととします。

令和7年12月に実施した市内全小学校5・6年生、中学校1年生を対象とした調査では、**約65%の児童生徒が「土日どちらか半日の活動が適切」と回答**しています。クラブ員となる生徒の学校での活動、習い事、家庭での過ごし方等も十分考慮し、過度な負担がかからないように配慮してください。

22) 日本版DBSの活用も含めた適切な指導体制の在り方については、市として引き続き検討していきます。

23) 土日の活動における柔軟な対応を認める根拠として、国のガイドラインの別冊資料①p9に、「例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、(中略)平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。」との記載があります。

(4) 活動場所（活動用具）

原則として市立中学校の施設を活動場所とします。休日の昼間は、学校教育活動に支障のない範囲で、はまクル認定クラブが市立中学校の施設を利用する場合の使用料を免除し、利用できるものとしします。また、活動用具については、所定の借用願等で申請を行うことで、学校備品を使用できます²⁴⁾。

はまクル認定クラブが市立中学校の施設を使用する場合の予約や調整に関わる業務については、当面の間、当該中学校の教職員等に協力を依頼し、進めていくこととします。

なお、はまクル認定クラブが中学校施設以外の公共のスポーツ・文化施設を使用する場合には、他の一般団体と同様の手続きが必要です。

(5) 費用

はまクル認定クラブの運営は、受益者負担を基本とします。クラブ員や保護者等の理解を得たうえで、活動の維持・運営に必要な範囲で、各クラブが可能な限り低廉な参加費等²⁵⁾を設定します。

本市は、経済的に困窮する家庭に対し、参加費等について適切に支援を行う取組を進めていきます。

(6) 保険

クラブ員や指導者は、自身のけが等を補償する保険と個人賠償責任保険に加入します。自転車を使用する場合は、自転車保険にも加入します。

また、団体保険や争訟対応に関わる保険の加入については、各クラブ及び参加者の判断とします。

なお、児童生徒がすでに加入している「浜松市学童等災害共済制度」については、クラブ名で団体登録し、補償の適用範囲とすることが可能です。

(7) 管理責任

はまクル認定クラブ団体及び各指導者には、活動時において「事故やけががないように安全に配慮する義務（安全配慮義務）」が生じています。もし活動中に、事故やけが、クラブ員同士のトラブル等が起こった場合は、各クラブの管理責任において適切に対応するとともに、保護者への連絡を確実にを行います。また、必要に応じて学校や警察等の関係機関と連携します。なお、クラブ員や保護者の個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法に則り、適正に行います。

本市では、はまクル認定クラブの創設や運営に関わる相談窓口を設置し、各クラブや参加者及び保護者の相談に対応します。

24) 学校施設の予約・調整、学校備品の借用の申請等の各種手続きについては、別冊資料③を参照してください。

25) 国では、「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」にて、地域クラブ活動における費用負担の在り方が検討され、「休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度」を参加費のイメージとして示しています。

また、本市が令和5年9月に実施した「休日の部活動の地域移行に関する実態調査」では、地域クラブ活動における1か月の活動費（参加費等）について、小学生保護者、中学生保護者ともに「2,000円～4,000円程度が妥当」と回答した割合が5割程度となっています。

(8) 事故の防止やクラブ員の健康管理

はまクル認定クラブの活動を安全に行うために、各クラブは、活動中や移動中における各種事故の防止及びクラブ員の健康管理に十分注意して、活動を行う必要があります。

特に熱中症の防止のため、暑さ指数（WBGT）31℃以上の場合は原則運動を中止してください。また、屋外での活動において、天候の急変や落雷の危険を感知した際には、すぐに活動を中止し、安全な場所に避難するようにしてください。

事故の防止や参加者の健康管理に関する資料を二次元コードにて掲載します。クラブの指導者及び運営スタッフは目を通し、緊急時の対応についての共通理解を図ってください。

「指導者の皆さまへ」



運動・スポーツ中の安全確保対策の評価・改善のための
ガイドライン（試行版）（スポーツ庁・令和8年1月）

「運営者の皆さまへ」



119救急ガイド
（浜松市消防局）

(9) 活動場所への移動手段

活動場所への移動手段としては、徒歩もしくは保護者の送迎が想定されます。また、各クラブの判断で自転車の使用が認められます。

本市では、山間部など常時の活動場所が遠方にある場合の移動手段の確保について、例えば福祉や医療などの多様な政策分野と連携・協働するなど、持続可能な方策が構築できるように努めます。

(10) 障がいのある生徒の活動機会

はまクル認定クラブは、障がいの有無に関わらず、生徒の希望する活動を主体的に選択できるような環境整備に努めます。また、指導者は指導に当たっての留意点を把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域の関係者と連携し、障がいがある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開できるように努めます。



障害のある方へのスポーツ指導・関わり方
入門ハンドブック（スポーツ庁）

※はまクル認定クラブを運営したい方、指導者として携わりたい方、参加したい生徒・保護者の参加手順等は、別冊資料②『はまクル認定クラブ「参加の手引き」』を参照してください。

IV 学校部活動の在り方

本市では、「I 基本理念と活動指針」でも示したように、平日の部活動については、令和8年9月以降も当面の間継続されます。また、休日については、地域クラブ活動の体制が整わない場合、部活動指導員による部活動を経て移行することとしています。

平日の部活動は、週2日を休養日とし、活動時間は準備、片付けの時間を含めて2時間程度としています。

部活動で大会やコンクール等に参加する場合、浜松市中体連が主催する大会及びその大会で入賞することによって参加資格が得られる大会への参加、もしくは各種競技団体等が主催し、最終的に全国規模の大会・コンクール等へつながる場合の参加に限り、週末に2日間連続して活動することを可としています。

その他の詳細については、「浜松市立中学校部活動運営方針」を参照してください。



浜松市立中学校部活動運営方針
(平成30年4月策定/令和7年9月改正)

V 大会・コンクールの在り方

1 クラブ員の大会等の参加機会の確保

はまクル認定クラブが、活動の成果発表の場である大会やコンクール等に参加することは可能です。参加にあたっては、クラブ員の主体的な選択により決定されるよう、十分留意します。

大会に参加する場合、クラブとして各競技団体等への登録が求められたり、大会によって参加対象者や指導者の条件が異なったりするため、事前に各種大会の参加規程や要項等を確認し、適切に対応する必要があります。

また、当面の間、平日の部活動は継続するため、中体連夏季大会などの一部大会は、部活動での参加も可能²⁶⁾²⁷⁾としています。はまクル認定クラブか部活動のどちらで大会に参加するかは、クラブ員の希望を尊重しつつ、学校（部活動）とクラブ側で連携、調整が必要です。

本市では、はまクル認定クラブがこれまで部活動として出場していた大会等に参加できるよう、大会主催者となる関係団体等に対し、参加規程の見直しも含めた環境整備の働きかけに努めます。

26) 平日の練習成果として、学校部活動で大会に参加する場合は、これまで通り部活動顧問が引率・指導をすることとなります。

27) 夏季休業中など、平日に大会が開催される場合、学校の教育活動に支障がない限り、はまクル認定クラブとして参加することができます。

2 大会等への参加の引率や運営への従事

はまクル認定クラブで大会等へ参加する場合は、クラブの指導者や運営スタッフが引率を担うことになります。大会主催者からの依頼があれば、クラブ側も大会役員やスタッフの業務等、大会の運営に積極的に従事することが求められます。

VI 関連する制度の在り方

1 教職員のはまクル認定クラブへのかかわり

浜松市立小・中・高等学校の教職員が、はまクル認定クラブの活動の指導や運営スタッフとして携わる場合は、勤務校の校長の了承を得たうえで、教育委員会に「営利企業等従事」の申請をする必要があります。

勤務校の部活動を母体とするクラブも含め、どのクラブに携わるかは自分で選択できます。はまクル認定クラブへの従事時間等の規定や具体的な申請方法等については、学校を通じて通知していくこととします。

なお、教職員がはまクル認定クラブの代表者になることはできません。他の指導者と同様に、クラブ側から指導者や運営スタッフとしての依頼（打診）があることが前提となります。

2 高等学校入学者選抜におけるはまクル認定クラブ活動の取扱い

はまクル認定クラブとクラブ員が所属する中学校は、高等学校入学者選抜に関して、必要に応じて情報共有をすることが想定されます。ただし、はまクル認定クラブと高等学校が入学者選抜に関わる内容について、直接やりとりをすることはあってはいけません。



「はまクル」ロゴマーク

浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン

令和8(2026)年3月

発行：浜松市

編集：浜松市教育委員会学校・地域連携課

〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目2-1

イーステージ浜松オフィス棟6階

TEL:053-457-2405